

目 次

最近の動き	1 頁
・ 都の動き	1 頁
・ 国の主な報告、答申などの情報	3 頁
・ 法律などの動き	5 頁
特集	
貸金業規制法改正をめぐる動き	6 頁
トピックス	13 頁
経済の動き	14 頁
・ 国内の動き	14 頁
・ 都内の動き	15 頁
お知らせ	18 頁

最近の動き

都の動き

8月	公共水域及び地下水の水質測量結果を発表（23日、環境局） http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/08/60g8n100.htm
(8月21日 ~31日)	都営住宅の使用承継制度の見直しを発表（23日、都市整備局） http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/08/20g8n100.htm
	都障害者施策推進協議会が総合的な施策のあり方を最終提言（24日、福祉保健局） http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2006/08/40g8o100.htm
	都立図書館改革の具体的方策を発表（24日、教育庁） http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/08/DATA/20g8o601.pdf
	都における教職大学院の活用を提言（24日、教育庁） http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/08/20g8o700.htm
	妊婦・乳幼児の災害対策に関する都民アンケートの結果を発表（28日、福祉保健局） http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/08/60g8s100.htm
	「2006社会福祉の手引」を発行（28日、福祉保健局） http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/08/20g8t100.htm
	東京都が2016年オリンピック国内立候補都市に決定 （30日、オリンピック招致本部） http://www.joc.or.jp/2016/
	プールの安全確保のための緊急自主点検の調査結果を発表（30日、教育庁） http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/08/60g8v100.htm
	17年度都内における航空機騒音の調査結果を発表（31日、環境局） http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/09/60g91100.htm



9月

高齢者の事故防止マニュアルを作成（4日、生活文化局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/DATA/20g94100.pdf>

(9月1日 テロ等の危機に関する事業者連絡会を開催（8日、総務局）

～19日）
<http://www.tocho-i.metro.tokyo.jp/>

スギ・ヒノキ科花粉飛散状況及び予測との比較検証結果を発表（8日、環境局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2006/09/40g98100.htm>

東京都名誉都民候補者を選定（8日、生活文化局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g98300.htm>

ゼロメートル地帯の堤防等の震災対策を発表（11日、建設局・港湾局）

<http://www.tocho-i.metro.tokyo.jp/>

都廃棄物処理計画を改定（12日、環境局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/09/70g9c100.htm>

高等学校における日本史必修化を求める要望書を提出（12日、教育庁）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g9d200.htm>

首都大学東京の平成17年度業務実績評価結果を報告（14日、総務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g9e200.htm>

大規模停電に伴う緊急点検を実施し、国等に対策を要請（14日、総務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g9e300.htm>

都庁の17年度温室効果ガス排出量を発表（14日、環境局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g9e400.htm>

小笠原諸島振興開発計画（変更素案）を公表し、都民意見を募集（14日、総務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2006/09/DATA/22g9e400.pdf>

東京都食育推進計画を策定（15日、産業労働局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g9f700.htm>

自転車総合対策・中間のまとめを発表（19日、青少年・治安対策本部）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2006/09/22g9j100.htm>



「平成17年度末都市公園等整備の現況について」

(国土交通省 8月25日)

平成17年度末の全国の都市公園等(「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園を指す)の整備量は、平成16年度末と比較し、面積は約106,370haから約109,178haと約2,800ha(約3%)増加、箇所数は89,216箇所から91,663箇所と約2,400箇所増加、一人当たり都市公園等面積は、約8.9㎡/人から約9.1㎡/人(東京都は、約6.3㎡/人から約6.4㎡/人)と上昇しており、着実に整備が進められている。

しかし、欧米諸国の主要都市と比べると、都市公園等の整備水準は依然として低く、引き続き防災や環境問題への対応等の各種政策課題に対応しつつ、都市公園の整備の推進を図る、などとしている。

(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/04/040825.html>)

「平成16年度国民医療費の概況」

(厚生労働省 8月25日)

平成16年度の国民医療費は、32兆1111億円、前年度(15年度)の31兆5375億円に比べ5737億円、1.8%の増加となっている。

国民一人当たりの医療費は、25万1500円、前年度の24万7100円に比べ1.8%増加した。

国民医療費の国民所得に対する割合は8.89%(前年度8.80%)となっている。

制度区分別にみると、医療保険等給付分は14兆7514億円(構成割合45.9%)、老人保健給付分は10兆5730億円(32.9%)、公費負担医療給付分は1兆8698億円(5.8%)で、患者負担分は4兆9169億円(15.3%)である。

対前年度増減率をみると、被用者保険分は1.9%の増加、国民健康保険分は7.7%の増加、患者負担分は0.6%の減少となった。

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/04/index.html>)

「平成17年度の国民年金の加入・納付状況」

(社会保険庁 9月12日)

平成17年度中に納付された現年度分保険料の納付率は、67.1%となり、16年度の63.6%から3.5ポイントの上昇となった。

その要因としては、若年者納付猶予制度導入(法律改正事項)による影響が約1.1%、申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及による影響で約0.7%、保険料の納付が困難な者に対する免除勧奨による影響が約1.5%、第1号被保険者の人口構成の変化による影響で約0.2%上昇したとしている。

また、平成17年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった3県は、島根県(80.0%)、新潟県(79.6%)、長野県(78.1%)で、反対に低かった3都府県は、沖縄県(49.9%)、大阪府(57.9%)、東京都(61.3%)となった。

その他、国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分までを遡って納めることができるが、このことに関する周知度は、70.8%となったなどとしている。

(http://www.sia.go.jp/infom/press/houdou/2006/p060912_2.pdf)

「終末期医療に関するガイドライン(たたき台)」

(厚生労働省 9月15日)

終末期における診療内容の開始、変更、中止等は、医学的妥当性と適切性を基に患者の意思決定を踏まえて、多専門職種 of 医療従事者から構成される医療・ケアチームによって慎重に判断すべきであるとしている。

そして、どのような場合であっても、「積極的安楽死」や自殺幫助等の死を目的とした行為は医療としては認められないと明記した。

また、治療方針の決定に際し、患者の意思が確認できる場合は、患者と医療従事者とが十分な話し合いを行い、患者が意思決定を行い、その合意内容を文書にまとめておくものとしている。

本ガイドラインについては、今後、有識者からなる検討会を立ち上げ、幅広く議論を行っていく予定である。

(<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p0915-2.html>)



法律などの動き

施行予定の法律

(http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm)

(テロ対策関係)

「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の概要 (平成18年5月24日公布、平成18年6月13日・11月24日施行ほか)

趣旨：米国中樞同時テロなどを受けて、平成16年12月に決定した「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、テロを未然に防止するための措置を講ずる。

1 テロの未然防止のための規定の整備

上陸審査時に外国人(特別永住者等を除く)に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け
<公布日から1年6ヶ月を超えない日>
テロリストの入国等の規制を適切に行うため、法務大臣が関係省庁と協議してテロリストと認定する者等を退去強制の対象とする。
<6月13日施行>
本邦に入る船舶等の長に乗員及び乗客に係る氏名その他の事項の事前報告を義務付け
<公布日から1年を超えない日>

2 出入国管理の一層の円滑化のための規定の整備

上陸審査手続きを簡素化・迅速化するため、個人識別情報を利用した自動化ゲートを導入し、一定の要件に該当する特別永住者等の外国人が同ゲートを通過することを可能とする。

<公布日から1年6ヶ月を超えない日>

退去強制の迅速・円滑化を図るため、退去強制令書の発付を受けた者のうち自費出国の許可を受けた者について、本国送還の原則を緩和し本国以外の受入れ国への送還を可能とする。

<11月24日施行>

3 構造改革特別区域法に規定されている特例措置等を全国において実施するための規定の整備

構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定している特定研究活動及び特定情報処理活動、これに準ずる外国人教授の教育活動等を、出入国管理及び難民認定法の在留資格(特定活動)として規定する。(在留期間は、入管法の在留資格として5年となる)

<11月24日施行>

第165回 臨時国会で注目される主な法律案

注目される重要法案

<会期 9月26日～ 81日間>

件名	主管省庁
教育基本法案 <日本国教育基本法案>	文部科学省
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	防衛庁
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案	法務省
<日本国憲法の改正手続に関する法律案> <日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案>	(総務省)
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案 (テロ対策特措法改正案)	内閣府

この他、貸金業規制法の改正案の提出などが予想される。

() は、第164国会からの継続審議 < >内は、議員提出法案)

特集 貸金業規制法改正をめぐる動き

このテーマに関する最近の新聞記事などを抜粋し、整理して特集としてご紹介します。

改正への経緯は

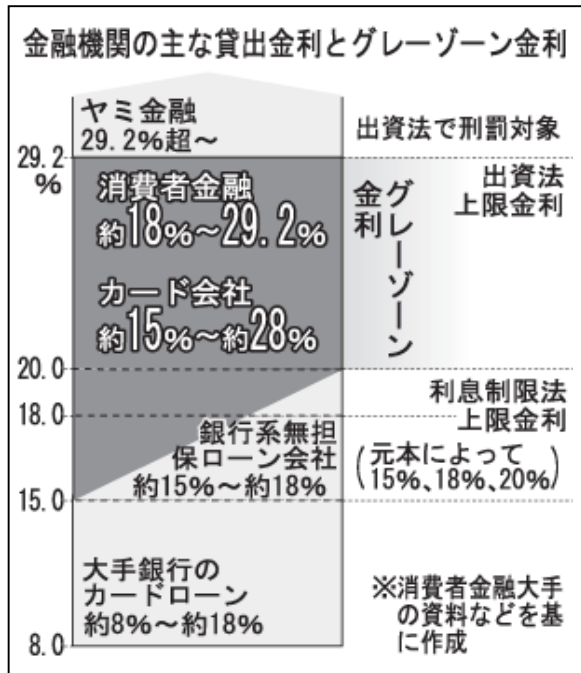
今回の貸金業規制法改正は1983年以来の抜本改正となる。

(改正の狙いとしては、)借金の利息も払えずに別の業者からも借りてしまう

「多重債務者」は200万人以上にのぼり、深刻な問題となっている。背景として、高金利や安易な融資手法、行政の監督体制の不備などが指摘されており、法改正による制度整備が急がれていた。

ヤミ金融業者が社会問題化した2003年の改正では、取り立て規制などが強化されたが、高金利を温存するグレーゾーン(灰色)金利問題が手つかずだった。最高裁が今年1月に灰色金利を実質的に認めない判決を下したため、見直し論が本格化した。

(9月16日 読売新聞より)



(4月5日 読売新聞より)

地方議会でも議論活発化

深刻化する多重債務者問題 地方議会で議論活発化 意見書採択、続々と

全国で200万人ほどもいるといわれる深刻な多重債務者問題に関して、地方議会でも議論が活発化している。自治体に対策強化を求める質問が相次いでいるほか、貸金業者の上限金利の引き下げを求める意見書を採択する議会が急増中だ。国会では、多重債務者問題の抜本的対策となる貸金業制度見直しについて審議が本格化しつつある。地方議会の動きが国会審議に影響を及ぼしそうだ。

(5月18日 東京新聞より)

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

(東京都議会 平成18年第1回定例会)

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、

社会問題化している。

こうした背景には、貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限(年15～20%)は上回るが、出資法の上限(年29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%)よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成19年1月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月30日

都の対応

都は、貸金業務の適正化に向け、検査、指導等を一層強化し、特に悪質等の業者に対して厳正に行政処分(平成17年度実績は前年度の2倍266件)を行うとともに、苦情・相談への対応などに積極的に取り組んでいる。また、国に対しては、本年6月、貸金業登録時に選任する貸金業務取扱主任について、同主任研修修了者であることを登録の要件とすること、貸金に係る詐欺被害防止のため、私設私書箱に登録制度等を導入することなどを、要望している。

金融庁の改正原案(9月5日)

貸金業規制法改正案 特例高金利で対立 多重債務 防止に抜け穴 政府内にも批判の声

金融庁は5日、自民党に貸金業規制法の改正原案を提示した。出資法(金利の上限が年29.2%)と利息制限法(同、年15～20%)の間のグレーゾーン(灰色)金利廃止など、貸金業規制の抜本強化を目指す。ただ、短期、小口の融資に年28%の高金利を認める特例案には、後藤田正純・内閣府金融担当政務官が金融庁案に抗議して突然の辞意を表明するなど、政府・与党内の意見も分かれている。(中略)

金融庁案は、改正法の施行後3年間は、出資法の上限金利を引き下げるまで

の猶予期間として灰色金利を継続する。猶予期間が終わった後も、最長5年間は特例の高金利を認める。改正法の施行後、最長8年間、高金利が温存される内容だ。(中略)

この特例は、金融庁が「金利が高くても借りたい」というニーズに一定程度は応じられるようにすべきだ、と判断して盛り込んだ。(中略)

日本弁護士連合会は「高金利の引き下げを求める国民の声に逆行するものだ」とする平山正剛会長の声明で、特例高金利の導入への反対を表明した。

(9月6日 読売新聞より)

自民党の改正案(9月15日)

特例高金利2年、25.5% 自民の法改正案決着 期間短縮、2011年まで

自民党は15日、貸金業制度に関する合同会議を開き、グレーゾーン(灰色)金利の廃止や規制強化を内容とする貸金業規制法の改正案をまとめた。焦点となっていた少額・短期の融資に限って認める特例高金利は「適用期間2年、年利25.5%」とすることで決着した。この結果、特例高金利の適用期間を含めて灰色金利が事実上残る期間は、原案より約4年短い、2011年までの5年となった。金融庁は秋の臨時国会に改正法案を提出する。

改正案には、内閣官房に「多重債務者対策本部」を設置し、ヤミ金融対策や多重債務者の相談体制を充実させることも盛り込まれ、政府一体となって多重債務問題に取り組む。

改正案では、出資法の上限金利(年29.2%)を利息制限法の上限金利(年15~20%)まで引き下げ、二つの上限金利の間にあった「灰色金利」を廃止する。この例外となる特例高金利は、返済期限1年以内、総額30万円以下の貸し付けについて認める。例外的な高金利は完全に廃止はしないが、適用期間を縮小し、貸出総額も金融庁案の50万円以下より圧縮した。灰色金利を廃止する2009年までの間に必要ないと判断すれば、特例高金利を撤廃できる見直し規定も設けた。(9月16日 読売新聞より)

特例高金利の原案と決着案		
	金融庁原案	9月15日 自民党案
高金利の 存続期間	9年	5年
金利水準	28%	25.5%
対象金額 (個人)	50万円以下	30万円以下

(9月16日 読売新聞の記事より作成)

貸金業規正法改正案の要旨（9月15日 自民党の改正案）

貸金業の適正化

（参入規制の強化）貸金業者の純資産を施行1年後に2000万円、上限金利引き下げ時に5000万円とする。
広告・勧誘の自主規制、取り立て規制の強化、事前の書面公布の義務付けなど行為規制の強化。
（監督手法の強化）業務改善命令の導入。

ヤミ金融対策強化

高金利、無登録営業の罰則強化。刑罰の上限を、現行の懲役5年、罰金1000万円から、懲役10年、罰金3000万円に引き上げ。取り締まりの強化徹底。

過剰貸し付けの抑制

指定信用情報機関制度を創設し、貸金業者に加入義務付け。指定信用情報機関が複数の場合、相互に残高情報の交流を義務付け。
貸金業者に借り手の返済能力調査を義務付け。
返済能力を超える貸し付け禁止。
借入残高が100万円を超える債務者には、年収などの資料を求めることを義務付ける。借入残高が年収の3分の1を超える貸し付けを原則禁止。
（現行：返済能力を超える融資は禁止だが、違反しても行政処分にならない。）

金利体系の適正化

出資法の上限金利は20%（現行：29.2%）、超えた場合は刑事罰。
利息制限法の上限金利は、貸し付け元本額50万円未満は20%、50万円以上500万円未満は18%、500万円以上は15%。超えた場合は民事上無効とする。
貸金業法上のみなし弁済制度の廃止。
日賦貸金業者特例の廃止。

多重債務者問題

「多重債務者対策本部」を内閣官房に設置し、その下に「ヤミ金融対策」「カウンセリング対策」などの小委員会を設置する。

経過措置

改正法の経過措置の期限は改正法公布後、おおむね5年をめどとする。
公布から上限金利引き下げまでの「体制準備期間」はおおむね3年をめど。
上限金利引き下げ後、少額・短期貸し付けを実施する「経過期間」は2年。
少額・短期貸し付けは上限金利25.5%、個人向けは1年内・30万円以内、法人向けは3ヶ月以内・500万円以内。
既に債務のある相手への貸し付けは認めない。

自民党案に対する反応

貸金業規制：強化策決着 自民党案、業界が反対意見書

全国貸金業協会連合会など貸金業3団体は18日、自民党がまとめた貸金業の規制を強化する関連法改正案について「2000万人もの利用者の市場を破壊し、ヤミ金融のばつこを招く」と、反対する意見書を公表した。

意見書は、貸出上限金利を29.2%から20%に引き下げる自民党案について「29.2%が多重債務の原因という決め付けが独り歩きしている。経済行為は互いの意思で成立するもので過度な規制は弊害を生む」と批判。改正法は上限金利の3年後の見直し規定を盛り込むにとどめ、金利水準を明記しないよう求めた。

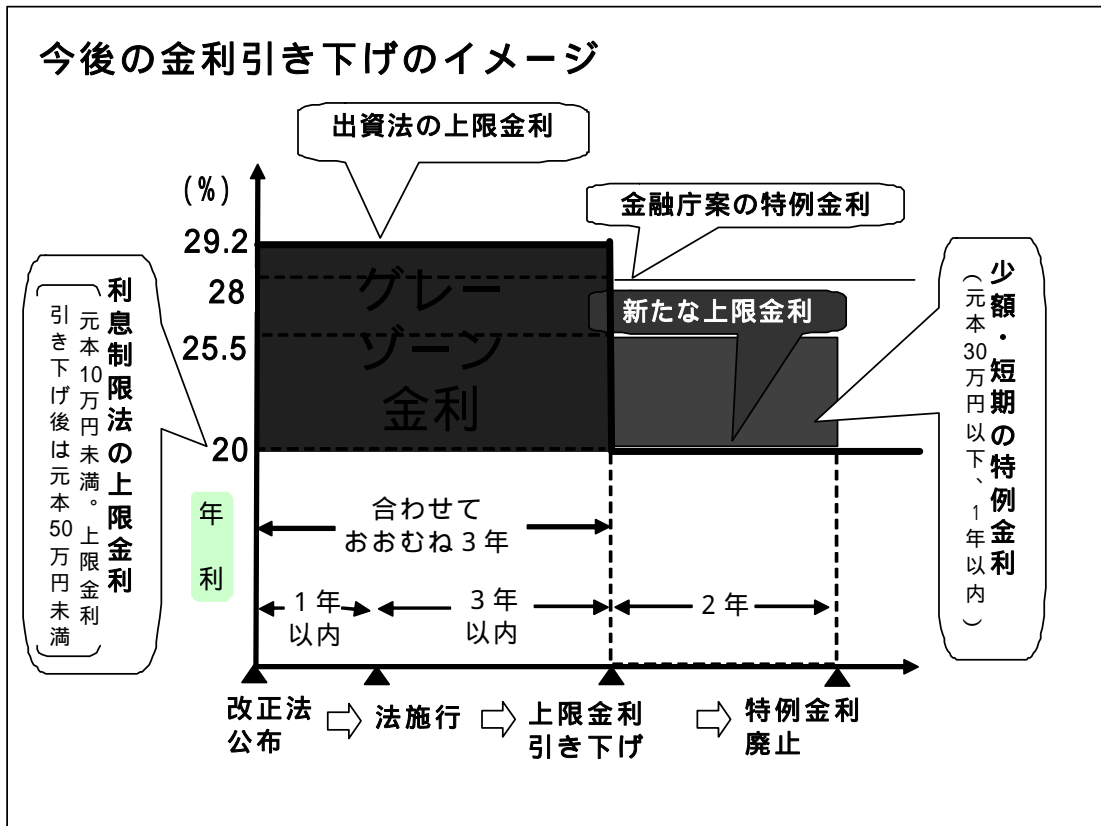
(9月19日 毎日新聞より)

貸金業規制：強化策決着 全銀協会長、改正案を評価

全国銀行協会の畔柳信雄会長(三菱東京UFJ銀行頭取)は19日の会見で、貸金業への規制を強化する自民党の関連法改正案について「貸金業界や消費者金融市場をより健全、安心なものにする」と評価した。(中略)

畔柳会長は「全銀協としても今回の制度改革の考え方、方向性に沿って、積極的に取り組んでいく」との姿勢を示した。

(9月20日 毎日新聞より)



(9月16日 朝日新聞より)

「高金利5年」圧縮が課題 公・民に不要論 国会審議で修正も

自党内の合意を受け、金融庁は関連法案を10月下旬に国会に提出する方針だ。年内にも改正法が公布できれば、2009年にも灰色金利が撤廃され、11年に特例高金利もなくなる。

しかし、特例高金利の賛否両派の対立は十分収まっておらず、国会審議では野党の攻撃も予想される。改正案がさらに修正を迫られる可能性もある。

（高金利期間の圧縮）

最大の課題は、高金利が存続する期間を全体で5年に圧縮できるかどうかだ。

自民党は世論に配慮して、高金利の存続期間を大幅に圧縮した。改正法の公布から施行までは8～9か月、施行から灰色金利廃止までの移行期間は「2年半以下」としている。

しかし、金融庁幹部は、移行期間中に行う信用情報システムの整備には、「設計」「開発」「テスト」にそれぞれ1年は必要とみる。“突貫整備”が間に合わなければ、借り手の情報を共有化できず、新たな規制の枠組みは最初から機能不全に陥る恐れがある。

特例高金利の存続意義も改めて問われそうだ。特例を認める期間が当初の5年から2年へ短縮され、貸付総額も30万円とされた。貸し出しに必要なシステム投資を考えると「業者の割に合わない」との見方が強い。

（今後の調整）

今後調整に入る公明党内には特例高金利の不要論がくすぶっている。民主党も国会審議で特例は不要と追及するとみられる。新内閣がこの問題をどう判断するか、なお流動的な面もある。

（9月20日 読売新聞より）

金利区分、修正も 貸金業規制へ自民検討 民主も独自案

貸金業の規制強化で、自民党幹部は20日、同党が先週まとめた案に含まれた利息制限法の金利区分変更の修正を検討していることを明らかにした。

（中略）

現在の利息制限法の金利区分は54年の制定以来不変で、10万円未満が年20%、100万円未満が同18%、100万円以上が同15%。自民党案は物価上昇を考慮し、10万円を50万円に、100万円を500万円に引き上げるとしていた。

だが、「一部で2～3%幅の利上げになる」「金利低下が考慮されていない」と公明党や自民党内に批判の声が強く、500万円を200万～300万円に引き下げる方向で調整している。

一方、民主党で貸金業の規制問題を検討していたノンバンクPTは独自の金

利引き下げ案をまとめた。改正法施行後、直ちに出資法と利息制限法の上限金利を一本化し、少額・短期融資の特例金利は認めない。金利区分も変更しない。利息制限法の上限を超える高金利が続く期間は自民党案より最長4年縮まる。(9月21日 朝日新聞より)

日本共産党は、「グレーゾーン金利を速やかに撤廃、利息制限法の金利引き上げは認めない」、「経過措置や特例措置は不要」などを基本方針として挙げている。

消費者信用団体生命保険の問題について

保険金による返済強要防止 悪質業者に刑事罰 金融庁が指針改正へ

金融庁は15日、貸金業者が借りに加入させる消費者信用団体生命保険を債権取り立てに悪用しないよう貸金業規制法に関する事務指針を早ければ10月にも一部改正すると発表した。

借りに保険金による債務返済を強要したり示唆したりする行為を、暴力的な態度と同様、同法で禁止する「威迫」に当たると定める。借りを自殺に追い込むような厳しい取り立てを行う業者は、業務停止命令や刑事罰の対象となる。(9月16日 読売新聞より)

借りに保険、廃止検討 消費者金融大手3社、経費増大恐れ

消費者金融大手アイフル、プロミス、三洋信販の3社は19日、借りの死亡時に備え生命保険をかける制度について、廃止も含めて見直しを検討していることを明らかにした。制度を巡って「命を担保にしている」との批判が高まり、保険の引き受け手である生保業界は加入手続きの厳格化を求める方針。消費者金融側にとっては事務コスト増が見込まれるのが確実で、今後、見直しの動きが広がりそうだ。(中略)

制度廃止の場合、法律上は借りの遺族に借金が引き継がれ、新たな問題を生むことになりかねない。消費者金融大手は「実際に遺族に負担してもらえるのか」と話し、債権の放棄についても今後議論になりそうだ。

金融庁の調査では、消費者金融大手5社が05年度に受け取った死亡保険金は約4万件で、うち1割近い3649件の死亡理由が自殺だった。事実上命を担保にしている制度の存在が、厳しい取り立てや借金苦による自殺を助長している、との指摘も出ている。

(9月20日 朝日新聞より)



トピックス

子どもの犯罪被害、74%が「不安」
内閣府の調査より

内閣府が8月3日に発表した「子どもの防犯に関する特別世論調査」で、周囲の子どもが犯罪に巻き込まれる不安を感じている人が74%に上ることがわかった。子どもが被害者となる事件の頻発を受け、大人の間にも不安が広がっていることが浮き彫りとなった。調査は6月22日～7月2日、全国の成人3000人を対象に初めて実施された。有効回収率は61.1%。

子どもの犯罪被害に不安を感じるかどうかを聞いたところ、「よくある」が25.9%、「ときどきある」が48.2%で、合わせて74.1%が不安を感じていた。「あまりない」は21.9%、「まったくない」は3.3%であった。(8月4日付読売新聞より)

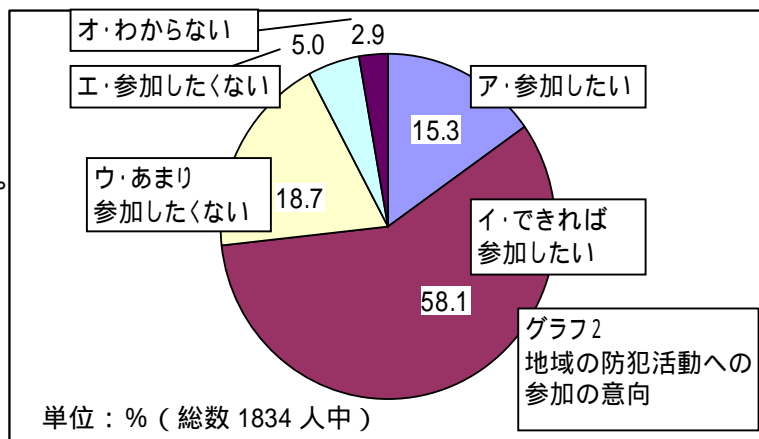
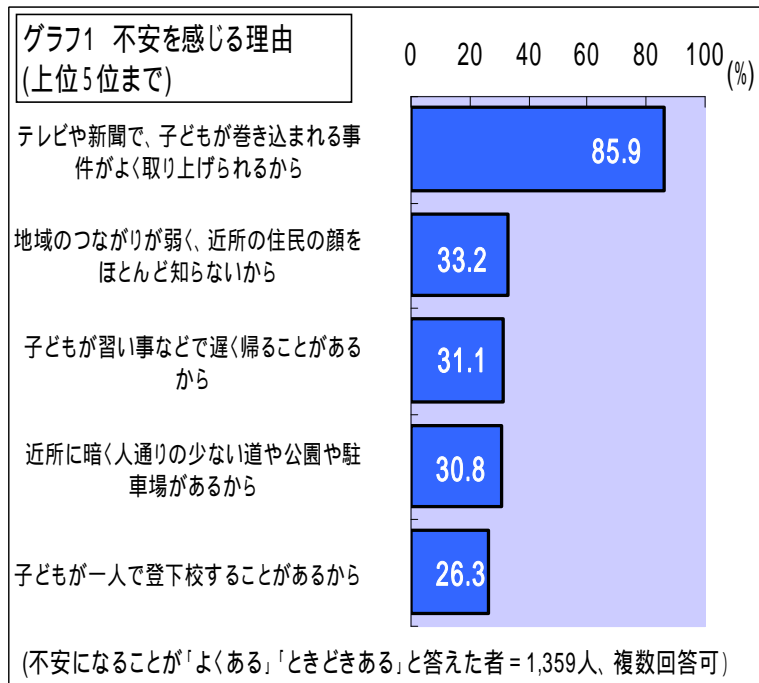
不安を感じる理由は、
グラフ1 = 右図 = の通り
であった。

「効果的と思われる地域や家庭の取組」と「参加したい地域の防犯活動」の2つの質問では、どちらも「防犯パトロール」が1位、「地域での情報交換(の場を作ること)」が2位となった。

地域の防犯活動への参加の意向を聞いたところ、「参加したい」「できれば参加したい」と、参加の意向を示す者は全体の7割を超えたが、「あまり参加したくない」「参加したくない」と不参加の意向を示す者も全体の約4分の1いた。(グラフ2 = 右図 =)

「参加したくない理由」としては、「忙しくて時間がないから」が51.0%、「あまり効果があると思わないから」が12.4%、

「他人の子どもの安全まで考える余裕がないから」が7.6%であった。



経済の動き

国内の動き

～内閣府「月例経済報告 平成18年9月15日」(主に7月の状況)による。～
注：下線は前回月例報告との相違部分を示す。

(我が国経済の基調判断)

「景気は、回復している。」

- ・企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- ・雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- ・個人消費は、このところ伸びが鈍化している。
- ・輸出は、横ばいとなっている。生産は、緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

参 考 「月例経済報告 8月8日発表分(先月号掲載分)」

(我が国経済の基調判断)

「景気は、回復している。」

- ・企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- ・雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- ・個人消費は、緩やかに増加している。
- ・輸出、生産は緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

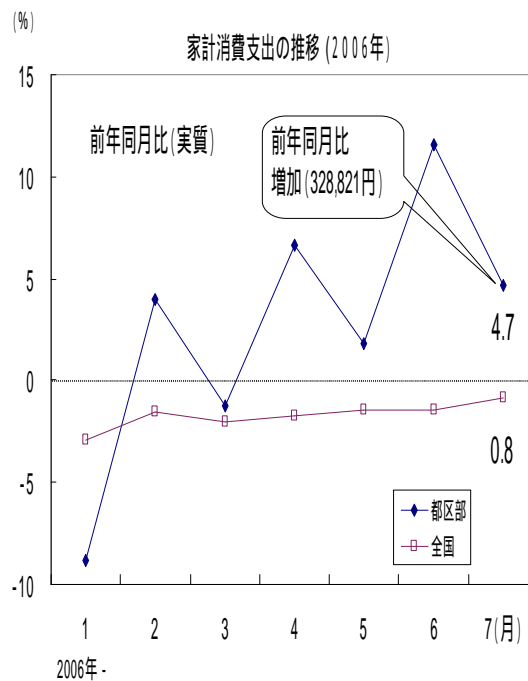
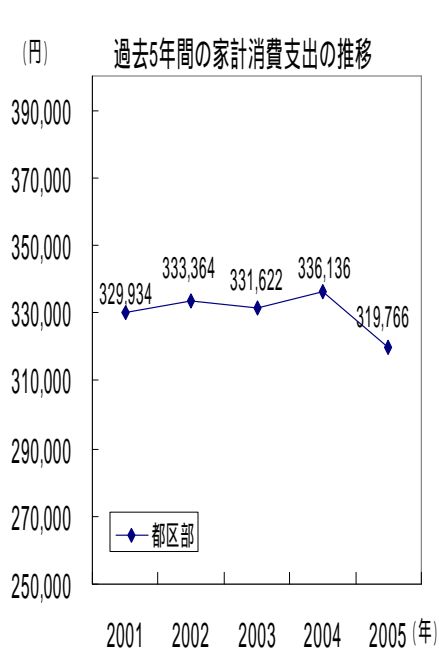
都内の動き

主要経済指標（7月を中心とする）について

～ 出典：東京都産業労働局 「産業・雇用就業統計（平成18年9月）」～

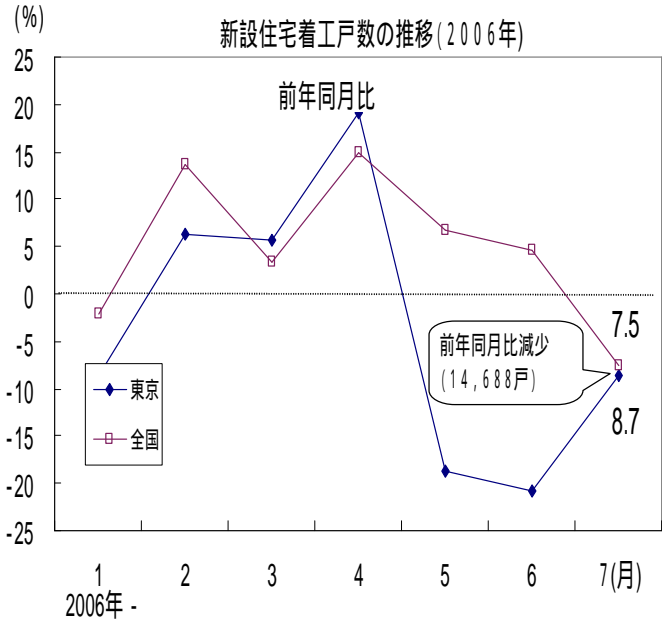
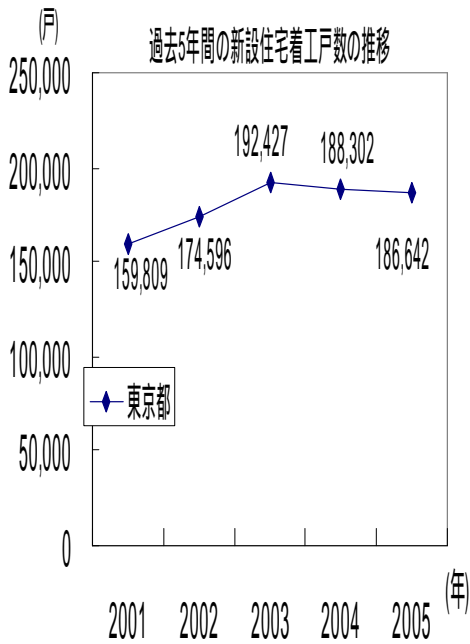
家計消費支出（東京都区部）	7月は、前年同月比で増加した。
新設住宅着工戸数（東京都）	7月は、前年同月比で減少した。
東京都工業指数（東京都）	生産は、2か月ぶりに増加した。
完全失業率（東京都）	4 - 6月は4.1%であった。
有効求人倍率（東京都）	7月は1.69と、6月（1.68）より上昇した。

家計消費支出は4か月連続の増加（前年同月比）



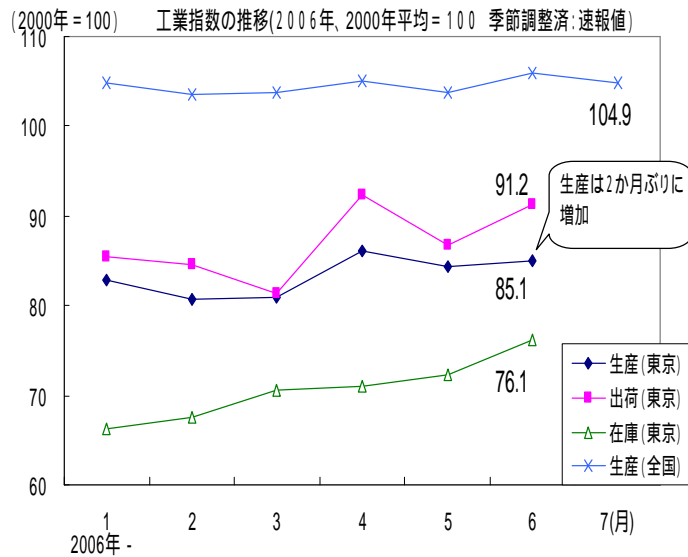
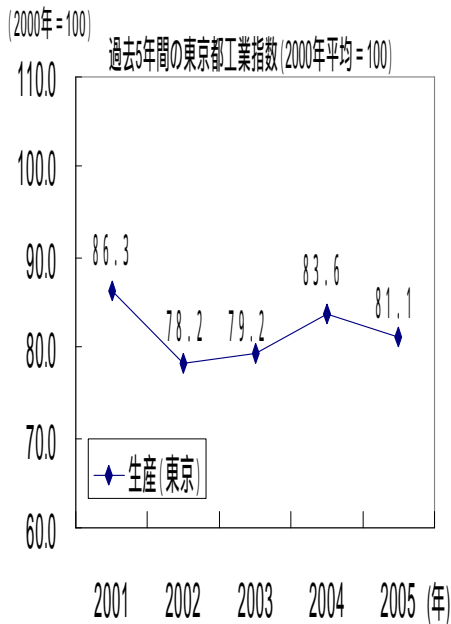
資料 総務省「家計調査」

新設住宅着工戸数は3か月連続の減少（前年同月比）



資料 国土交通省「建築着工統計調査報告」

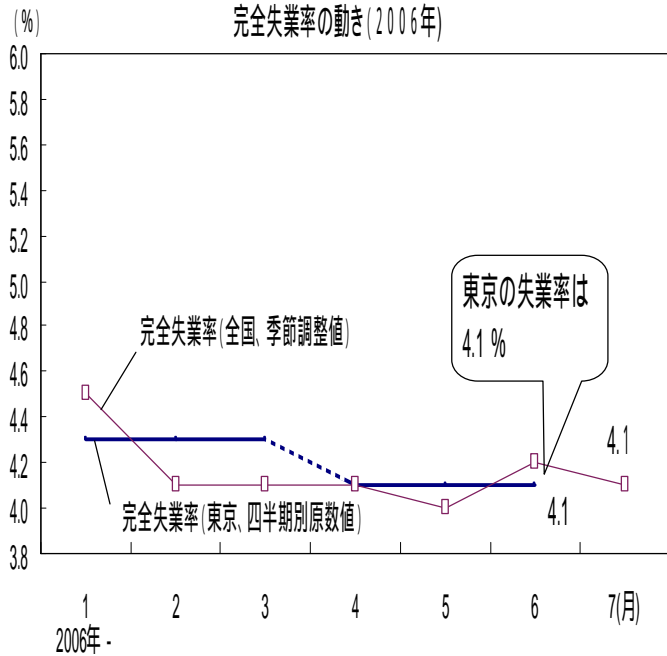
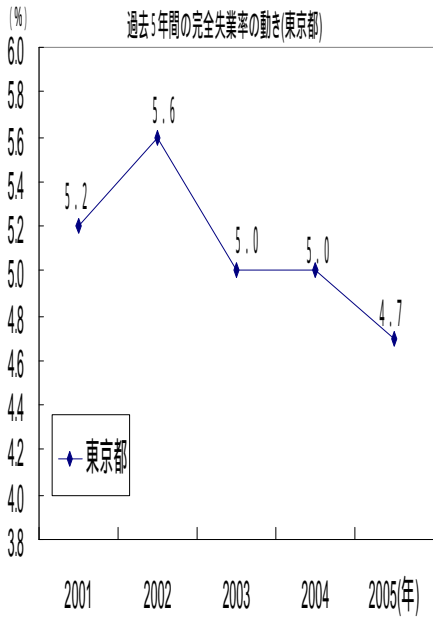
生産は2か月ぶりの増加



注 全国は鉱工業の指数である。

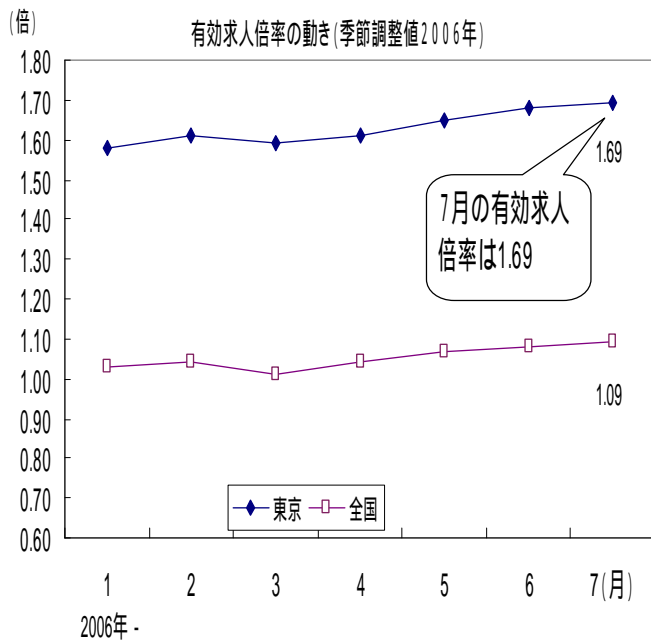
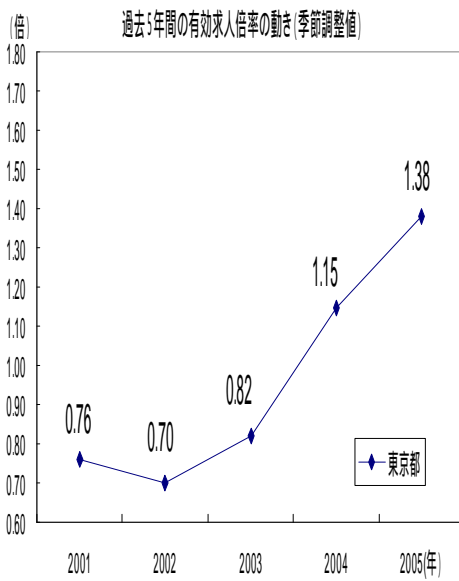
資料 東京都総務局「東京都工業指数月報」、経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」

完全失業率は4.1%



資料 東京都総務局「東京の労働力」、総務省「労働力調査」

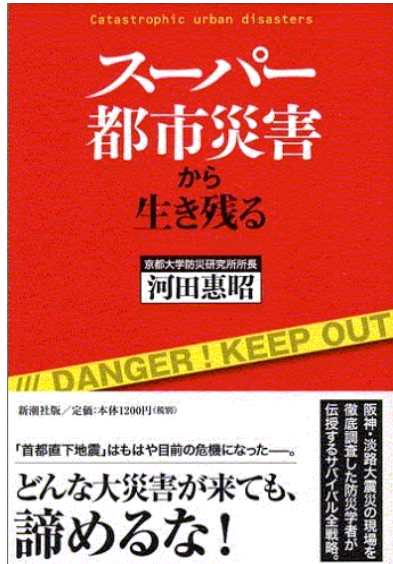
有効求人倍率は1.69に上昇



資料 厚生労働省、東京労働局「職業安定業務統計」

図書館からのお知らせ

図書館の新着図書の中から、ピックアップしてご紹介いたします。



「スーパー都市災害から生き残る」

著者 京都大学防災研究所所長 河田恵昭
(新潮社、2006年)

《目次》

- 第1部 「スーパー都市災害」は明日にも来る
- 第1章 「スーパー都市災害」とは何か
- 第2章 混沌都市に起こる悲劇
- 第3章 都市防災戦略の現場から
- 第2部 大都市で生き残るための防災術
- 第1章 「スーパー都市災害」からどう避難するか
- 第2章 日常防災の新常識
- 第3章 災害に強いまちづくりのために

解説

阪神・淡路大震災の発生によって、著者は、大きな自然災害が大都市を襲った場合、単なる「都市災害」を遥かに超えた事態が起こることが証明されたとする。すなわち、これが「スーパー都市災害」であり、都市のレベルがある規模を越えると、災害の規模と要素の複雑さが極端に拡大・膨張し、国家を揺るがすような大きな被害になるという。

ここにおける防災のコンセンサスは、もはや被害をゼロに抑えようという発想には立たず、被害をできるだけ少なくすることや、被害を受ける期間をなるべく短くしようという「減災」計画を進めることにあるとする。

著者は、豊富な現場経験を踏まえて、地震、ハリケーン、同時多発テロ、地下鉄サリン事件など多様な天災、人災について具体的な記述を続ける。

後半の章では、各人が災害に直面することを想定し、電車の中での安全度の高い位置とは、枕元に何をおいて寝るか、逃げる人、逃げない人の運・不運などという実用的な話題で読者をひきつけながら、大都市における災害の現実、防災意識の向上を訴える。

議会図書館では、ここでご紹介したものを含め、議員の皆様への調査に役立てていただくよう図書、資料をそろえてまいりますのでどうぞご利用ください。